

福井県高等学校体育連盟規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本連盟は福井県高等学校体育連盟と称する。

(事務所)

第 2 条 本連盟の事務所は会長所在の学校内に置くことを原則とする。

(目 的)

第 3 条 本連盟は福井県内高等学校における体育の健全なる発達を図るを以て目的とする。

(組 織)

第 4 条 本連盟は福井県内にある高等学校を以て組織し、競技種目および定通等特別必要な部を置く。

第 5 条 本連盟は全国高等学校体育連盟、北信越高等学校体育連盟並びに 福井県体育協会に加盟する。

(事 業)

第 6 条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 体育大会、競技会等の開催
2. 体育研究会の開催
3. 体育に関する講習会、講演会等の開催
4. 体育に関する諸団体との連絡協議
5. 体育功労者、優秀選手および優秀指導者の表彰
6. その他本連盟の目的達成に必要な事項

第 2 章 役 員

第 7 条 本連盟は次の役員を置く。

会 長	1 名	副 会 長	2 名
部長及び副部長	各 1 名	評 議 員	加盟校校長
理 事 長	1 名	副 理 事 長	1 名
理事(含常務理事)	各部副部長・体育主任・研究部委員長		
幹 事	各学校運動部顧問	監 事	2 名
顧 問	参 与		
全国高体連評議員	1 名	北信越高体連理事	3 名

第 8 条 会長および副会長は評議員会で選考し総会で之を推挙する。会長は本連盟を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第 9 条 部長は評議員会にはかって会長之を委嘱し、総会において報告する。部長は当該部の事務を処理する。

第 10 条 副部長は部長の推せんにより会長之を委嘱し、総会において報告する。副部長は部長を補佐する。

第 11 条 評議員は加盟学校の校長とし、本連盟の重要事項を審議する。

第 12 条 理事は次の各項のいずれかに該当する者について会長之を委嘱し、総会において報告する。

1. 加盟学校の保健体育科主任
2. 各専門部副部長
3. その他会長が特に必要と認める者若干名

第 13 条 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とし会長之を委嘱する。理事長は理事会を代表し会務を統括す

る。副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。常務理事は理事長、副理事長を助け、常務を処理する。

第14条 幹事は加盟学校より推薦された者を会長が委嘱する。幹事は競技会における業務を行う。

第15条 監事は総会の決議に依り会長之を委嘱し、会計監査に当たる。

第16条 顧問及び参与は総会の推薦を経て会長之を委嘱する。顧問及び参与は重要事項に関し会長の諮問に応ずる。

第17条 本連盟は全国高等学校体育連盟、北信越高等学校体育連盟並びに 福井県体育協会に理事を送る。この理事は会長が指名委嘱する。

第18条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第 3 章 会 議

第19条 本連盟は次の会議を設ける。

1. 総 会
2. 評 議 員 会
3. 理 事 会
4. 常務理事会
5. 副 部 長 会
6. 各 種 委 員 会

第20条 総会は本連盟の役員を以て構成し会長之を招集する。総会は次の事項を議決する。

1. 予算及び決算
2. 事 業 計 画
3. 規 約 の 改 正
4. 役 員 改 正
5. その他必要な事項

第21条 評議員会は必要に応じ会長之を招集する。

第22条 理事会、常務理事会、副部長会、及び諸委員会は会長の承認を得て理事長之を招集する。

第23条 会議の議事は出席者の過半数を以て決定する。

第 4 章 会 計

第24条 本連盟の経費は次に依って支弁する。

1. 負 担 金 (加盟金)
2. 県費補助金
3. 寄 付 金
4. その他の収入

第25条 負担金(加盟金)は毎年総会に於て決定する。但し、定時制、通信制については別に定める。

第26条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

附 則

第 1 条 本契約施行について必要な事項に関する細則は会長別にこれを定める。

(昭和23.6.28 制 定)

(昭和32.4.23 一部改正)(昭和47.4.25 一部改正)(昭和41.4.23 一部改正)

(昭和54.4.25 ")(昭和43.4.24 ")(昭和57.4.21 ")

(昭和44.4.24 ")(昭和47.4.25 ")(昭和54.4.25 ")

(昭和57.4.21 ")(昭和60.4.17 ")(平成16.4.14 ")